

米原市本庁舎総合管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 本実施要領は、米原市本庁舎の施設設備の保守点検や警備、定期清掃等の維持管理を総合的に行い、施設を適切かつ良好に維持することによって、来庁者等が安心、安全に利用できるようにするに当たり、業務を適切に実施する能力と技術力を有する事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。
- (2) 業務名 令和5年度 米管第14号 米原市本庁舎総合管理業務
- (3) 業務内容 別紙「令和5年度 米管第14号 米原市本庁舎総合管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

金196,689,000円（税抜き）

※ 参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとするもの）は、単独または複数の事業者で構成される共同企業体（以下「JV」という。）とし次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 令和5年度米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、JVによる場合は、その代表構成員が名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

- ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 前記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) J Vを構成する場合は、その構成員は3社以内とし、構成員全てが上記(2)から(5)に該当しないこと。
- (7) J Vは構成員内で協議の上、代表構成員を定めること。代表構成員は、その出資比率が全体の過半を占め、全体の意思決定、管理運営等の全ての責任を負うこと。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項第8号に掲げる事業について同項の登録をしていること。なお、J Vにあつては、その代表構成員が登録をしていること。
- (9) 過去10年間(平成25年4月1日から令和5年3月31日まで)において、国、地方公共団体または民間において建築物衛生法に規定する建築物環境衛生管理技術者の選任が必要な建築物の管理を主体となり行った実績があること。なお、J Vにあつては、代表構成員がその実績を有すること。

4 説明会

実施しない。

5 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和5年12月15日(金)17時15分まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、FAXまたはメールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答期間：令和5年11月27日(月)から令和5年12月22日(金)まで
- (4) 回答方法：市公式ウェブサイトに掲載する。

質問受付から令和5年12月22日までに順次回答する。

6 応募手続等

(1) 参加申込書等の配布期間および配布場所

ア 配布期間 令和5年11月27日(月)から令和6年1月11日(木)まで

イ 配布場所 米原市役所 総務部財政契約課

または市公式ウェブサイトからダウンロード可能

(※ 施設の平面図が必要な場合は、総務部財政契約課にて配布します。なお、配布した平面図は、参加申込に係る検討以外の目的で使用することを禁止し、参加申込書等の提出期間までに返却すること。)

ウ 配布時間 土曜日、日曜日および休日を除く執務時間内

(2) 参加申込書等の提出

ア 提出期間 令和5年11月27日(月)から令和6年1月11日(木)まで

※17時15分まで(必着)

イ 提出場所 米原市役所 総務部財政契約課

ウ 受付時間 土曜日、日曜日および休日を除く執務時間内

エ 提出方法 窓口持参または郵送（※17時15分まで必着）

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法とすること。

オ 提出書類および部数

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式2）
- ② 事業者概要調書（様式3・パンフレット）
- ③ 業務実績調書（様式4）
- ④ 企画提案書（様式5-1、5-2）
- ⑤ 共同企業体届出書兼委任状（様式6） ※（共同企業体による申込時のみ）
- ⑥ 参考見積書（任意様式）

※②、③、④は原本1部、複写7部を、その他は1部ずつ提出してください。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書および企画提案書等を書類審査して米原市建設工事等契約審査会において提案者を選定します。

実施日：令和6年1月15日（月）予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査）

米原市本庁舎総合管理業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において候補者を選定します。第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、8(1)から(4)に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和6年1月22日（月）から令和6年1月26日（金）までの間に予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により提案者全員に通知する。

② 第2次審査

審査結果により最も総合点の高い者を選定し、審査結果を文書により通知する。

提案者が一者の場合は、委員会から6割以上の評価点を受ければその者と随意契約に向けて協議を行うことができるものとする。

8 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 本業務に対する提案内容 35/100点

- (2) 地域貢献に対する提案 15/100点
- (3) 価格評価 30/100点
- (4) 事業者の実績・経営能力 20/100点

9 日程

公告	令和5年11月27日(月)
質問受付締切	令和5年12月15日(金) 17時15分まで
質問回答	令和5年11月27日(月)～令和5年12月22日(金)
参加申込書等受付締切	令和6年1月11日(木) 17時15分まで
第1次審査	令和6年1月15日(月)(予定)
第1次審査結果通知	令和6年1月17日(水)(予定)
第2次審査	令和6年1月22日(月)～令和6年1月26日(金)までの間(予定)
第2次審査結果通知	令和6年2月2日(金)(予定)
契約締結	令和6年2月中(予定)
業務開始	令和6年4月1日(予定)

※業務準備期間は、契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

10 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2に定める業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行います。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出してください。

12 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 本プロポーザル実施に当たり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供しません。
- (5) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

- (6) 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
- なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (7) 提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (8) 契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとします。

13 担当部署 (提出・問合せ先)

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
米原市役所(本庁舎) 総務部財政契約課
TEL 0749-53-5166
FAX 0749-53-5148
メールアドレス kanzai@city.maibara.lg.jp